

機構が承継する資産・債務等の概要

郵便貯金勘定に承継させる主な資産・債務等

1 資産

特別貯金	132兆5,390億円
預金者貸付及び地方公共団体貸付	4兆640億円
未収収益等	

2 債務

旧郵便貯金(定額貯金等定期性のもの)	132兆5,390億円
郵便貯金銀行からの借入	4兆640億円
未払費用等	

(資産－債務＝資本金相当額 63億円)

- ※ 土地・建物等は承継せず。
- ※ 金額は、実施計画上の記載額であり、最終額は評価委員が評価した価額により確定。
- ※ 資本金は、当面の運転資金として必要な金額を確保。

3 その他の権利・義務

- 旧郵便貯金等に係る公社の権利・義務
- 旧郵便貯金等に関する契約・協定に係る公社の権利・義務
- 旧郵便貯金等に関する訴訟及び調停に係る公社の権利・義務
- 旧郵便貯金等に関する法人文書・個人情報に係る公社の権利・義務 等

※ 機構の主たる事務所については、以下の物件に係る不動産賃貸借契約を公社から承継する予定
所在地: 東京都港区虎ノ門4-1-8 虎ノ門4丁目MTビル

簡易生命保険勘定に承継させる主な資産・債務等

1 資産

郵便保険会社への預託金	8,790億円
契約者貸付、旧公庫公団等貸付及び 地方公共団体貸付	21兆5,790億円
未収収益等	

2 債務

支払備金等	8,790億円
郵便保険会社からの借入	21兆5,790億円
未払費用等	

(資産－債務＝資本金相当額 7億円)

- ※ 郵便保険会社に対し再保険に付した保険準備金相当額は機構の貸借対照表に資産として計上されない。
(当該保険準備金相当額は、110兆1,530億円)
- ※ 土地・建物等は承継せず。
- ※ 金額は、実施計画上の記載額であり、最終額は評価委員が評価した価額により確定。
- ※ 資本金は、当面の運転資金として必要な金額を確保。

3 その他の権利・義務

- 旧簡易生命保険契約に係る公社の権利・義務
- 旧簡易生命保険に関する契約・協定に係る公社の権利・義務
- 旧簡易生命保険に関する訴訟及び調停に係る公社の権利・義務
- 旧簡易生命保険に関する法人文書・個人情報に係る公社の権利・義務 等